

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会
ひとり親家庭住宅支援資金貸付制度 申込みのしおり

自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親が、居住する物件の賃料をご自身で負担している場合、その賃料の一部に充てていただくための住宅支援資金をお貸しします。

この制度は、貸付けを受けた日から1年以内に就職し、その後1年以上就業を継続すると、貸付金の返還が免除されます。また、すでに就業中の方であっても、より安定した生活（より高い所得）を目指した転職を行い、1年以上就業を継続すると免除を受けることができます。

ただし、貸付けや返還免除を受けるためには、各種要件や注意点があります。お申込に際して、本しおりをご確認のうえ、お手続きを行ってください。

.....

< 貸付制度の概要 >

1. 目的

自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸付け、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とします。

2. 実施主体

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会

3. 貸付金額と貸付期間

月額 4万円以内（貸付申込みは、千円単位） ※無利子
期間 原則12か月を上限とします。

4. 貸付対象

貸付けの申込者は、次の要件を全て満たしていなければいけません。

- (1) 横浜市内に居住するひとり親の方
 - (2) 児童扶養手当の支給を受けている方、または同等の所得水準にある方
 - (3) 居住する住宅の家賃等の賃料を負担している方
 - (4) 就労支援計画^{※A}の策定を受け、自立に向けて就職活動及び就業等を意欲的に行う意思を有する方
- ※A「就労支援計画」とは、横浜市母子家庭等就業・自立支援センター「ひとり親サポートよこはま」の就労支援員により策定されたもの

5. 連帯保証人

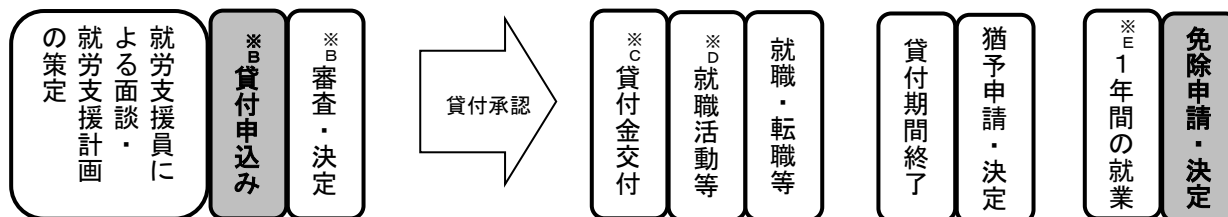
連帯保証人は行為能力者であり、債務を弁済する資力を有する成年者とし、以下の方は除外します。

- (1) 国税、地方税等について、既に徴収猶予等の処分を受けている方
- (2) 現に生活保護法によるいずれかの扶助を受給している方
- (3) 市町村民税が非課税の方

※原則、連帯保証人を立てるものとします。ただし、連帯保証人を立てられない場合であっても、貸付けを受けることができます。

※申込者が未成年者の場合は、法定代理人を連帯保証人としてください。

< 申込みから返還免除までの流れ >



※B 毎月末日までのお申込みを審査し、3週間程度で決定します。

※C 貸付金は月ごとの分割とし、毎月22日（休日・祝日の際は、前営業日）に前払い交付します。初月については、申請月から交付する月の翌月分を一括交付します。

※D 就労支援計画に基づき、就労支援員の指導の下、就職・転職活動を行ってください。

※E 就労を開始したのちも、定期的に就労支援員とコンタクトを取り、状況を共有してください。就労後、1年が経過したとき、貸付金の免除申請を行うことができます。

1年間の継続勤務が行えないときは、貸付金の返還を求める場合があります。継続勤務が難しい状況になったときは、お早めに市社協までご相談ください。

< 申込方法 >

ステップ1：ひとり親サポートよこはまにて、自立に向けた「就労支援計画」の策定を受けてください。策定後、就労支援員から「就労支援計画策定書」を受け取ってください。

【 就労支援計画の策定に関するお問い合わせ 】

ひとり親サポートよこはま

〒231-0014 横浜市中区常盤町3丁目24 サンビル8階

☎ 045-227-6337

ステップ2：貸付申込書を記入し、必要書類を添付の上、横浜市社会福祉協議会（以下「横浜市社協」という。）に申し込んでください。

【 申込みに関する資料請求 】

横浜市社会福祉協議会 施設福祉課

〒231-8482 横浜市中区桜木町1-1 横浜市健康福祉総合センター7階

☎ 045-210-2219

✉ k-shikin@yokohamashakyo.jp

申込期限：毎月末日を期限とし、審査を開始します。

< 申込書類について >

1. 必要書類

提出書類	提出が必要な方
1. ひとり親家庭住宅支援資金貸付申込書（様式第 1001 号）	借受人
2. 個人情報の取扱いについて（様式第 1002 号）	借受人
3. ひとり親家庭住宅支援資金借用証書（様式第 1003 号）※F	借受人
4. 重要事項説明書（様式第 1004 号）	借受人
5. 振込口座届（様式第 1005 号）	借受人
6. 連帯保証人申請書兼連帯保証書（様式第 1006 号）	連帯保証人※H
7. 印鑑登録証明書（発行後 3 か月以内のもの）	借受人 法定代理人※G 連帯保証人※H
8. 住民票（発行後 3 か月以内のもの）	借受人（世帯全員分） 法定代理人※G（ご本人分のみ） 連帯保証人※H（ご本人分のみ）
9. 前年の収入に係る課税状況を証明する書類（課税証明書）	連帯保証人※H
10. 就労支援計画書を作成したことが分かる書類（横浜市母子家庭等就業・自立支援センターが発行したもの）	借受人
11. 居住する住宅の賃貸借契約書の写し	借受人
12. 児童扶養手当を受給していることがわかる書類の写し	借受人
※ 家賃の補助を目的とした制度を利用していることがわかる書類（決定通知書の写し）	該当者のみ

※F 収入印紙の貼付が必要です。以下参照

貸付金額	収入印紙額
10 万円を超え、50 万円以下	400 円
10 万円以下	200 円

※G 借受人が未成年の場合は、法定代理人（複数名いる場合は全員）の分が必要となります。

※H 連帯保証人を立てる場合は、ご用意ください。

2. 申込書類記入上の注意点

- (1) 各種書類の署名・捺印欄は必ずご自身で署名いただき、印鑑はすべて実印をご使用ください。
- (2) 文字を訂正する際は、修正液を使用せず、訂正箇所を二重線で消し訂正印（印鑑＝実印）を押し、書き直してください。
- (3) 申込書類に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合、貸付けの可否を決定することができませんのでご注意ください。

< その他留意事項 >

1. 他の奨学金等との併用について

- (1) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（横浜市社会福祉協議会）
併用が可能です。ただし、貸付けを受けた日から1年以内に就業を開始する必要があることから、申込時期については、事前にご相談ください。
- (2) 住居確保給付金（横浜市18区福祉保健センター）
併用が可能です。ただし、同種の資金であることから、貸付金額の制限があります。住居確保給付金をすでにご利用の方は、事前に申告してください。また、本貸付事業をご利用予定の方であって、今後住居確保給付金を利用しようとする場合であっても、同様に事前に申告してください。
- (3) 生活福祉資金
原則、他制度優先のため併用ができません。ただし、本貸付事業の資金だけでは費用が不足している、又は用途の異なる費用が必要な場合等は、居住する区の区社会福祉協議会へご相談ください。

家賃等に関する給付金・貸付金については、このほかにも併用が認められない制度がございます。すでにご利用の給付金等がある方は、事前にお知らせください。

2. 申込者が未成年者である場合の連帯保証人について

申込者が未成年者（20歳^{※1}未満、かつ未婚）である場合は、法定代理人を連帯保証人として立てることとしますが、法定代理人が前述の「貸付制度の概要5. 連帯保証人」の要件を満たさない場合は、「債務を弁済する資力を有する」とはみなされないため、実質連帯保証人不在となり、法定代理人の他に、要件を満たす連帯保証人を立てる必要がありますので、ご注意ください。

※1 令和4年4月以降は、「18歳」

3. 就職・転職後の就業期間について

- (1) 貸付けを受けた日から1年以内に就業を開始してください。
- (2) 就業期間は、月を単位として継続している必要があります。
例えば、当初就職した勤務先を退職した場合、その翌月に新たな勤務先に就職すれば継続しているとみなしますが、翌々月以降になった場合には継続していることにはなりません。
- (3) 雇用が継続している場合は、出産休暇・育児休業等を取得している期間も就業期間に算入されます。ただし、当該事実を証明する書類の提出が必要となります。
- (4) 再度就職する意思のある方が、就職先を退職し、同居する親の介護・育児等を行う場合は、返還猶予を受けることができます。ただし、その期間は就業期間に算入されません。

実施団体： 社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会 施設福祉課（住宅支援資金担当）
〒231-8482 横浜市中区桜木町1-1 横浜市健康福祉総合センター7階
TEL 045-201-2219 / FAX 045-201-1661
E-mail k-shikin@yokohamashakyo.jp

受付時間： 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで
※土曜日、日曜祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）はお休みです。

ひとり親家庭住宅支援資金貸付申込書

記入日 令和 4 年 1 月 10 日

横浜市社会福祉協議会会長
以下のとおり、申込みます。

【申込人】

フリガナ	サクラギ ハナコ	生年月日
氏名	桜木 花子	平成 3 年 10 月 10 日 (30 歳)
現住所	〒111-1111 横浜市中区〇〇町△-△	電話(自宅) 045-□□□□-□□□□
住民票住所	〒 上記住所と異なる場合のみ記入	携帯電話 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

【親権者又は未成年後見人】※申込人が未成年者（18歳未満）の場合は、記入が必要です。

フリガナ		申込人との関係	職業
氏名			
現住所	〒		電話番号
フリガナ		申込人との関係	職業
氏名			
現住所	〒		電話番号

【家族の状況】※同居及び生計を一にする家族の状況

関係	氏名	年齢	住まいの状況	就業の有無	備考 (会社名・学校名等)
子	桜木 太郎	6	同居・別居	有・無	〇〇小学校
子	桜木 道子	4	同居・別居	有・無	△△保育園
母	桜木 亜矢子	60	同居・別居	有・無	
注1) 同居、および生計を一にする家族全員を記入してください。					
			同居・別居	有・無	

【連帯保証人】 ※申込人が未成年者の場合は、法定代理人とします。

フリガナ	サクラギ コウタロウ	生年月日	申込人との関係
氏名	桜木 幸太郎	平成元 年 11 月 11 日 (32 歳)	兄
現住所	〒222-2222 横浜市泉区〇〇町△-△	電話(自宅)	045-□□□□-□□□□
住民票住所	〒 上記住所と異なる場合のみ記入	携帯電話	090-0000-0000
勤務先	(名称) 株式会社〇△□商事 (所在地) 川崎市宮前区〇〇△-△	(電話番号) 044-□□□□-□□□□	

注2) 期間は、申請月(申込書表面右上の日付)から借入れを申込みできます。
注3) 金額は、他制度を併用している場合であっても、差額は考慮せず、月額4万円を上限に、希望する額を記入してください。

【住宅支援資金】

金額と期間	期 間	令和4 年 1 月 ~ 令和4 年 12 月 (12 か月)
	金 額	総額 480,000 円 月額 40,000 円 × 12 か月

(注) 月額、千円単位

【他の借付金】

注3) 併用が可能・不可能な制度があります。

事前申告のない他制度の利用が分かった場合、本資金の一括返還を求める場合がございますので、事前申告漏れのないよう十分にお気を付けてください。
また、他制度を利用している場合は、その内容がわかる書類(決定通知書の写し)を提出してください。

A. 教育 (雇用)			
B. 自立 (横浜市)	②特定一般	: 有 無	申請中
	③専門実践	: 有 無	申請中
C. ひとり親家庭高等職業訓練給付金 (横浜市)	有	無	申請中
D. ひとり親家庭高等職業訓練給付金 (横浜市社会福祉協議会)	①入学準備金	: 有 無	申請中
	②就職準備金	: 有 無	申請中
E. その他貸付金・給付金			
制度の名称: 住居確保給付金			
期 間: 令和 3 年 5 月 ~ 令和 4 年 1 月			
金 額: 総額 270,000 円			

(注) 住宅支援資金と用途を同じくする他制度を利用している場合、当該制度の貸付・支給決定通知(写)を提出してください。

ひとり親家庭住宅支援資金借用証書

10 日

注1) 収入印紙について
 借入額により印紙額が異なります。申込みのしおり p3 をご確認ください。
 ※収入証紙とは異なります。お間違いのないようご注意ください。

横浜市社会福祉協議会

【借受人】

フリガナ	サ
氏名	桜木 花子
生年月日	昭和・平成 3 年 10 月 10 日生 (満 30 歳)
住所	〒111-1111 横浜市中区〇〇町△-△
電話(自宅)	045-XXXX-XXXX 携帯番号 090-XXXX-XXXX

私は、横浜市
自立に向けて
受けました。

注2) 貸付申込書裏面【住宅支援資金の借入希望】の内容を記入してください。
 注3) 借入金額と貸付決定金額が異なる場合の取扱いは、裏面に詳細が記載されて
 います。内容を確認し、表面同様、裏面にも署名捺印をお願いします。

り、
けを

【借入金額及び契約期間】

借入金額	総額 480,000 円 (月額 40,000 円)
契約期間	令和 4 年 1 月 ~ 令和 4 年 12 月 (12 か月)

※住宅支援資金と用途を同じくする他制度を併用したときは本資金が減額となる場合があります。借入金額と貸付決定金額が異なる場合は、裏面のとおり取り扱います。

借受人 住所 〒
(自署)

氏名 (印)

注4) 署名・捺印について
 それぞれが自筆で署名の上、印鑑は実印を使用してください。
 なお、申込者が未成年の場合は、法定代理人全員分の署名捺印が必要です。

親権者・後見人^{※1} 住所 〒
(自署)

氏名 (印)

借受人との関係

私は、借受人に上記のとおり履行させるとともに、万一借受人が履行しない場合は、その債務の一切を負担いたします。

連帯保証人 住所 〒
(自署)

氏名 (印)

借受人との関係

(※1) 複数名の場合は、ご署名・捺印ください。

貸付金額について

住宅支援資金と使途を同じくする、家賃の補助を目的とした制度（以下「類似制度」という。）を併用する場合、住宅支援資金を含めて各種制度の給付等決定額を合算し、家賃額を超えることができません。そのことから、既に類似制度を利用している場合は、本会にて減額査定を行い、貸付決定を行います。また貸付決定後、以下に示す事由に該当する場合は、貸付決定の変更申請を行うことができます。

1. 減額査定

以下の理由に該当するときは、貸付金額の上限が減額される場合があります。

- (1) ひとり親家庭住宅支援資金の申込人又は借受人が、家賃の補助を目的とした他の制度を利用し、貸付契約期間と類似制度の利用期間が重複するとき

〔重要〕

減免査定の結果、表面借用金額と、貸付決定金額が異なる場合は、新たな借用証書を取り交わさず「ひとり親家庭住宅支援資金貸付決定通知書」により通知します。

2. 貸付決定の変更

- (1) 以下の事由により貸付決定の変更の申込みを行うことができます。

- ① 家賃等の変更が生じたとき
- ② 併用する類似制度の決定金額の変更決定を受けたとき
- ③ 契約期間中に、新たに類似制度の給付等決定を受けたとき

- (2) 変更の手続き

ひとり親家庭住宅支援資金貸付変更申込書（様式第 1007 号）に、変更の事由を証明する書類を添付し、本会までお申し込みください。

【説明確認欄】

ひとり親家庭住宅支援資金貸付に係る契約の締結にあたり、上記内容を確認し同意します。

横浜市社会福祉協議会会長

申込人 氏 名 (印)

注5) 署名・捺印について
それぞれが自筆で署名の上、印鑑は実印を使用してください。
なお、申込者が未成年の場合は、法定代理人全員分の署名捺印が必要です。

連帯保証人※1 氏 名 (印)

※1 複数名いる場合は、空白欄にご署名・捺印ください。